

振動測定 ～振動測定結果の読み取り方～

振動規制法による規制対象として、特定工場等における振動と特定建設作業による振動および要請の措置を求める道路交通振動があります。これらは発生仕方により適切なデータ整理を行う必要があります。

特定工場等

環境庁告示第90号 備考 による方法

- ① **定常振動**
振動レベル計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その**指示値**とする。
- ② **間欠振動**
振動レベル計の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの**指示値の最大値の平均値**とする。
- ③ **変動振動**
振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、**5秒間隔、100個またはこれに**

特定建設作業

総理府令第58号 別表第1 備考 による方法をもとに一般的な方法を示します。

- ① **定常振動**
振動レベル計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その**指示値**とする。
- ② **間欠振動（例：ディーゼルパイルハンマ）**
振動レベル計の指示値が周期的または間欠的に変動する場合で、その変動ごとの**最大値の変動幅が5dB以内の場合**は数個の読み取り値の**算術平均値**を用いる。
- ③ **間欠振動（例：振動篩）**
振動レベル計の指示値が周期的または間欠的に変動する場合で、その変動ごとの**最大値の変動幅が5dBを超える場合**は読み取り値の**上位10個のパワー平均値**を用いる。
- ④ **変動振動（例：バックホウによるコンクリート基礎掘削時）**
振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、**5秒間隔で100個またはこれ**

道路交通振動

総理府令第58号 別表第2 備考 による方法をもとに一般的な方法を示します。

- ① **変動振動（例：1時間当たりの交通量が200台程度以上の場合）**
振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、**5秒間隔で100個またはこれに準ずる間隔、個数を読み取り、測定値の80%レンジの上端値**を用いる。
- ② **変動振動（例：1時間当たりの交通量が200台程度未満の場合）**
振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、**自動車が20秒以上通過しない時**にあっては、自動車が当該測定地点を通過した時点の**前後5秒以内において得た値以外を除いたのち5秒間隔で100個またはこれに準ずる間隔、個数を読み取り、測定値の**

出典：第2版環境計量証明事業実務者のための振動レベル測定マニュアル

騒音測定及び振動測定に関するご質問ならびにご相談は経験豊富な日鉄テクノロジー(株)広畑事業所へ！